

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

（宛先） 松阪市長

申請者氏名

下記の教育訓練を受講したいので、自立支援教育訓練給付事業の対象講座の指定を申請します。
この申請に基づく審査・指定にあたり、市が申請者の住民基本台帳および課税台帳等の資料を閲覧等することに同意します。

記

氏名	フリガナ	生年月日	昭和	年	月	日
個人番号			平成			
住所	〒 ー 松阪市	電話番号		ー	ー	
教育訓練施設の名称						
教育訓練講座の名称						
教育訓練の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (受講開始日)					
所要費用（予定）	入学料	円	合計額	円		
	受講料	円				
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受給開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が (ある・ない)					
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが(ある・ない)					
他制度による教育訓練給付金の受給の有無	過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受けたことが (ある・ない)					
高等職業訓練促進給付金の受給の有無	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが(ある・ない)					
申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年月日	平・令	年	月	日
	個人番号		(歳)
	住所（別居の場合）					
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当(する・しない)					
児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名)					

裏面の注意事項をよく読んで、記入してください。

(裏面)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額（限度20万円）です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、松阪市にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。
- 7 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
(1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
(2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻していない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 8 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、松阪市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。